

現行の全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて

19～21年度調査及び25年度調査【悉皆調査】

- ① 都道府県教育委員会は、個々の市町村名・学校名を明らかにした公表は行わない。
- ② 市町村教育委員会は、個々の学校名を明らかにした公表は行わない。
- ③ 各市町村の結果の公表については市町村教育委員会の判断に、各学校の結果の公表については、当該学校の判断に委ねる。
- ④ 公表にあたっては、本調査により測定できる学力は特定の一部であることや、学校の教育活動の状況や今後の改善方策等を併せて示すなど、序列化につながらない取組が必要。
- ⑤ 国は公表していないデータに関する情報公開請求について開示を行わない。教育委員会においても国の取扱いを参考に適切に対応することが必要。

文部科学省	保有・提供する調査結果及びその取扱い				
	国全体	各都道府県	各市町村	各学校	各児童生徒 ^(*)
結果提供	公表		非公表		
都道府県教育委員会	—	当該都道府県 公表	各市町村 市町村名、学校名を明らかにした公表は行わない	各学校	各児童生徒 ^(*) *個人の特定はできない
市町村教育委員会	—	—	当該市町村 公表は市町村判断	各学校 学校名を明らかにした公表は行わない	各児童生徒 ^(*) *個人の特定はできない 非公表
学校	—	—	—	当該学校 公表は学校判断	各児童生徒 本人のみ提供

平成25年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）に関する 実施要領（抜粋）

（平成24年12月7日 文部科学副大臣決定）

IV. 本体調査

5. 調査結果の取扱い

（4）調査結果の活用

各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、本調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

ア 各教育委員会、学校等においては、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

イ 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて取り組むこと。

ウ 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。

（5）調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、本調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。その際、本調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面に過ぎないことなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争につながらないよう十分配慮する。具体的に配慮すべき点は、以下のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

（ア） 都道府県教育委員会は、本調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどにかんがみて、域内の市町村及び学校の状況について個々の市町村名・学校名を明らかにした公表は行わないこと。

なお、例えば、教育事務所単位で調査結果を公表するなど個々の市町村名・学校名が明らかとならない方法で公表することは可能であること。

（イ） 市町村教育委員会が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、当該市町村における公立学校全体の結果を公表することについては、それぞれの判断に委ねること。ただし、市町村教育委員会は、域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表は行わないこと。

（ウ） 学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、自校の結果を公表することについては、それぞれの判断に委ねること。

（エ） 調査結果の公表にあたっては、本調査の目的や、調査結果が学力の特定の一部であることなどを明示すること。また、学校の教育活動の取組の状況や調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策等を併せて示すなど、序列化につながらない取組が必要と考えられること。

さらに、数値の公表にあたっては、それにより示される調査結果についての読み取り方を併せて示すこと。

（オ） 各教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの各教育委員会の判断に委ねられること。

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

(ア) 文部科学省は、調査結果のうち、公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

(イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、上記（ア）を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨を十分踏まえ、適切に対応する必要があること。

VIII. 本調査全般に関する留意事項

1. 各教育委員会、学校等における実施・活用体制等

(5) 各教育委員会、学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。また、関係機関等に対して調査結果等を提供する場合には、提供を受ける機関等において本実施要領の趣旨が遵守されることを前提とするとともに、本実施要領の趣旨に基づいた取扱いが行われるよう必要な措置を講ずること。

(6) 各教育委員会、学校等においては、調査結果等の分析やこれを活用して教育及び教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。

19～22 年度の調査結果に関する市町村教育委員会における当該市町村の結果の公表状況
(H24. 6 教育委員会へのアンケート結果)

① 市町村教育委員会における 19～22 年度調査の当該市町村の結果の公表について

	市町村
●公表したことがある	720 (41%)
●公表したことはないが、24 年度調査の結果は公表する予定である	14 (1%)
●公表したことはなく、24 年度調査結果も公表する予定はない(24 年度調査の結果の公表について検討中の場合を含む)	1,035 (59%)

(②は、①で「公表したことがある」と回答した市町村のみ回答)

② 市町村の結果を公表したときの対応

※回答割合は、特に記載のない限り、「公表したことがある」と回答した市町村における割合

◇公表方法

(複数回答)

●Web ページに掲載	288 (40%)
●広報誌等に掲載	241 (33%)
●会議やシンポジウム等で公表	411 (57%)
●その他	125 (17%)

(「その他」の主な内容)

- ・教育委員会や議会で公表
- ・報告書やリーフレットを作成
- ・学校だより等で保護者に公表

◇結果の取扱いに関して行った配慮

(複数回答)

●学力の特定の一部分であることなどを明示した	508 (71%)
●教育活動の取組状況、今後の改善方策等を示した	597 (83%)
●その他	34 (5%)

(「その他」の主な内容)

- ・調査の目的を明示。
- ・学力だけでなく、生活習慣等の状況も分析し、保護者への協力を求める内容を記載。
- ・調査結果を踏まえた取組(教職員配置、研修への支援、指導資料の作成など)を周知。

◇数値の公表

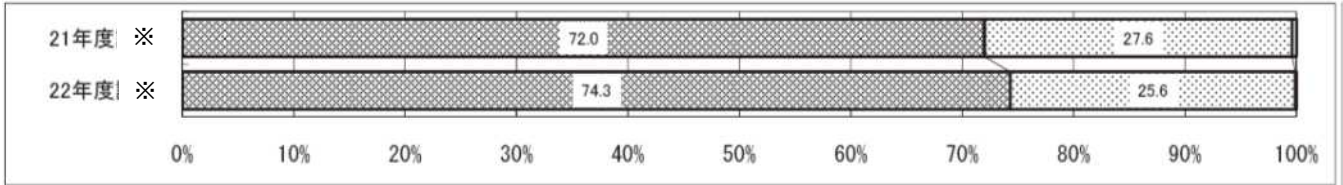
●数値を含めて公表したことがある	447 (62%)										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"><公表した数値の内容> (複数回答)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・教科ごとの平均正答率(数)</td> <td>362 (81%)</td> </tr> <tr> <td>・教科の領域や設問ごとの(平均)正答率(数)</td> <td>166 (37%)</td> </tr> <tr> <td>・質問紙の設問ごとの割合</td> <td>210 (47%)</td> </tr> <tr> <td>・その他(一部の設問・項目のみ公表。無解答率など)</td> <td>58 (13%)</td> </tr> </tbody> </table>		<公表した数値の内容> (複数回答)		・教科ごとの平均正答率(数)	362 (81%)	・教科の領域や設問ごとの(平均)正答率(数)	166 (37%)	・質問紙の設問ごとの割合	210 (47%)	・その他(一部の設問・項目のみ公表。無解答率など)	58 (13%)
<公表した数値の内容> (複数回答)											
・教科ごとの平均正答率(数)	362 (81%)										
・教科の領域や設問ごとの(平均)正答率(数)	166 (37%)										
・質問紙の設問ごとの割合	210 (47%)										
・その他(一部の設問・項目のみ公表。無解答率など)	58 (13%)										
●数値を公表したことはない	273 (38%)										

学校における調査結果の公表・説明状況について

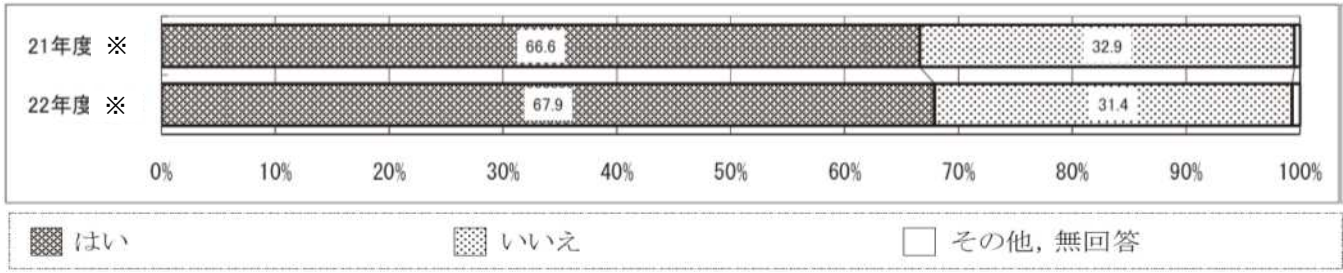
学校における自校の結果公表・説明状況

※質問：全国学力・学習状況調査の自校の結果について、保護者や地域の人たちに対して公表や説明を行いましたか

【小学校】



【中学校】



※21年度については20年度調査、22年度については21年度調査について公表や説明を行ったか質問したものである。

公表の事例(佐賀市)

【赤松小学校】(HPより一部抜粋)

平成24年度 「全国学力・学習状況調査」・「佐賀県学習状況調査」
本校の結果の概要と今後の取り組みについて
平成24年9月7日
佐賀市立赤松小学校

平成24年4月16日(月)と17日(火)に5年生・6年生を対象に全国学力・学習状況調査及び佐賀県学習状況調査が行われました。本校の結果の概要と分析、今後の学校としての対応等についてお知らせいたします。

6 6年理科
■ 調査結果の概要

○ 理科における調査では、赤松小学校の6年生の平均正答率は70.1%で、佐賀県平均正答率の63.7%を大きく上回る結果が得られました。

[理科]正答率度数分布グラフ

正答率 度数分布(%)

(2) 数問別分析
全校に準じて平均を上回っています。問2(5)、問4(1)(5)は、佐賀県平均正答率が低くなっています。その中でも、問2(5)は、本校正答率が佐賀県正答率を下回っています。

各数問別 グラフ

【神野小学校】(HPより一部抜粋)

平成24年度 全国学力・学習状況調査における
神野小学校の結果の分析と今後の指導について
平成24年10月16日

文部科学省は平成24年4月16日(月)、17日(火)、全国の抽出校と希望校の小学6年生児童および中学3年生生徒を対象に、国語、算数(数学)及び理科の基礎学力と活用力をみる学力調査と、基本的な生活習慣・学習習慣をみる学習状況調査を行いました。

調査結果は、平成24年8月に全国平均正答率と都道府県別平均正答率という形で報告されました。佐賀県教育委員会でも調査結果の分析が行われ、今後の指導方針が打ち出されています。

神野小学校におきましても、「校内学力向上検討委員会」を組織し、「国語・算数の知識・技能」「国語・算数の活用力」「理科の知識・技能・思考」「生活習慣と学習習慣」の4つの視点で本校の調査結果を分析し、児童の学習の定着状況と生活面の特徴をとらえ、今後の指導方針を立てました。調査は6年生のみが対象ですが、

②B問題(活用問題)の結果から

○ 国語B(活用)問題における学習指導要領の領域別の状況は右のグラフの通りです。

○ 「話すこと・聞くこと」の領域の正答率は、5.6%でした。資料を読み取った上で、質問をしたい内容を明確にして発表することに課題がありました。朝の時間や家庭学習の中で、複数の情報を比較したり既知の情報と関連させたりしながら資料を読み取らせる学習や、発表の中でそれらの情報をどのように引用すればよいかを考えさせる学習を取り入れていきたいと思えます。

○ 「書くこと」の領域の正答率は4.6%でした。特に、手紙の構成を理解して後付けを書くことに課題がありました。各教科の学習において、依頼状や案内状、礼状等の手紙を書く機会を計画的に設定し、手紙を書くことに

③ 神野小における今後の学習指導改善の方策

○ 目的
⑤ 今回の調査結果は子どもたちの一面を調査したものです。結果をよくふまえて、今後の神野小学校の子どもたち一人一人のよりよい成長につなげていきたいと考えています。そのための具体的施策として次のようなことに取り組んでいます。

(1) 学校では以下の視点を立てて指導を行っています。

① 諸検査の結果を分析し、その対応を図ります。
単元ごとの業者テスト等、学年で達成状況を毎学期比較検討し、指導の現状と課題を確認し、具体的な授業改善策を講じます。5月と12月に児童の「算数に対する意識調査」を実施し、児童の反応から、指導の改善点を探ります。

② 教師の指導力向上のため、授業の指導法改善に努めます。
校内研究ともかみ、毎日の授業を分かりやすく楽しいものにし、年間計画も見直し、プリントや教材の開発に努めます。また、個人差にも対応し補充的な問題や発展的問題等を各学年ごとに提示したり、教材室や多目的室を整備しプリント等も準備したりして、児童が主体的に学習に取り組める環境作りもあわせて行います。

③ 基本的学習習慣や生活習慣を再構築します。
児童の生活習慣と学力との相関関係をみるために「学習訓練部」で学びの10箇条の達成状況について、毎学期アンケートを実施します。結果についてもデータと比較し、各学年で達成状況を確認し、

「心を育む、いじめ撲滅宣言」

「体を育む、立腰タイム」